

公益財団法人アジア成長研究所における 研究倫理・公的研究費の不正防止に関する責任体系

【最高管理責任者】理事長

責任と権限

- ・ 研究所全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負う。
- ・ 不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。
- ・ 基本方針や具体的な不正防止対策の策定にあたり、理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と意見交換を行う。
- ・ 自ら啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図るように努める。
- ・ 以下の統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者が責任を持って、公的研究費の管理・運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

【統括管理責任者】所長

責任と権限

- ・ 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営について、研究所を統括する責任と権限を持つ。
- ・ 不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。
- ・ コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。

【コンプライアンス推進責任者（研究倫理教育責任者）】研究部長

責任と権限

- ・ 研究所における公的研究費の管理・運営について、実質的な責任と権限を持つ。
- ・ 統括管理責任者の指示の下、当研究所における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- ・ 不正防止を図るため、当研究所の公的研究費の管理・運営に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育及び啓発活動を定期的の実施し、受講状況・実施状況を管理・監督する。
- ・ 構成員が公的研究費の執行を適切に行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。